

民法 出題の意図

抵当権の効力に関して、物上代位制度に関する法的理解を問うものである。

設問1では、物上代位に関する372条により準用された304条の「目的物の売却又は滅失によって債務者が受けるべき金銭」の文言が、本件事例においてどのように解釈されるか。本件では、買戻代金債権が抵当権者Xの物上代位権の行使の対象となることについて、判例（最判平成11年11月30日民集53巻8号1965頁）の趣旨を踏まえて、Yの主張の可否を論じることが求められる。

設問2では、設問1との関係で、本件の買戻代金債権が抵当権者の物上代位権の行使の対象となることを前提に、上記判例の趣旨に言及しつつ、物上代位に関してXYの優先関係が、Xの抵当権の設定登記の日時と、一般債権者による差押の日時との先後によって優先弁済が決定することに言及していることが求められる。